

2014 年 12 月 21 日

FF 西東京クラブ細則 (改訂最終版)

第 1 項 FFI 及び西東京クラブ年会費支払い

FFI 会費 (現行 USD30) は会員が個々に My FF を介して FFI に支払うのが原則だが、当面はクラブ会計係が一括して集金し、会計係経由で支払う。(役員会決定事項)

翌年の事業活動を円滑に行うため集金は西東京クラブ会費と合わせ、12 月のミーティング時に行う。(役員会決定事項)

FFI への年会費は、従来の FFI への年会費支払いと同様、翌年 1 月 15 日までに支払う。

第 2 項 JC(Journey Coordinator)特典

渡航 AC(Ambassador Coordinator) 奨励金および受入 HC(Host Coordinator) 奨励金として、クラブ会計予算からそれぞれ 1 万円を支払う。また 1 ~ 4 泊のストップオーバー受入 HC(Host Coordinator)には奨励金として 5,000 円支払う。(2017/10/14 役員会決定)

第 3 項 広報活動

クラブ会報は今年 (2024 年度) から年 1 回発行を原則にする (2024/1/21 総会決定)。そのほか、渡航・受入、イベント等の開催記録・感想をクラブのウェブサイトに会員共有情報として隨時掲載することが出来る。

第 4 項 他の FF クラブ主催の交換活動への参加

西東京クラブ会員が、他の FF クラブの渡航、受入などの交換活動に参加を希望する場合、西東京クラブ会長に事前にその旨連絡する。会長は、必要に応じて、交換活動を主催する相手クラブに適宜、連絡/助言する

(2010/8/29 役員会決定)

第 5 項 交換時の記念品

渡航時、相手クラブに記念品を贈呈する場合、記念品は渡航者が用意する。

受入時、相手クラブに記念品を贈呈する場合、費用はクラブ会計から支出する。

(2013/4/20 役員会決定)

第 6 項 新会員の会費

期首から 6 ヶ月間 (1/1~6/30) に新たに会員になった方のクラブ会費および FFI への年会費は、従来会員と同額とする。年後半から期末まで 4 ヶ月間 (7/1~10/31) に新たに会員になった方の西東京クラブ会費は従来会員の半額とする。11 月、12

月に入会した会員は翌年 1 月からの入会登録とする。

以上

附則 :

1. 遠隔地で開催される FF 日本大会へ役員出席補助金規定は不要と決定され、2022 年 2 月 12 日開催の定期総会において報告された。
2. 2024 年 12 月 21 日臨時総会にて改定案第 1 項、3 項、第 7 項が承認され、本改定案が承認された。